算式Ⅰの符号
A　測定単位の数値
B_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 C_{14} ＝ 0.018 C_{15} ＝ 0.018 C_{16} ＝ 0.018 C_{17} ＝ 0.016 C_{18} ＝ 0.016 C_{19} ＝ 0.016 C_{20} ＝ 0.01587 C_{21} ＝ 0.01682 C_{22} ＝ 0.01687 C_{23} ＝ 0.01695 C_{24} ＝ 0.018 C_{25} ＝ 0.018 C_{26} ＝ 0.017 C_{27} ＝ 0.017 C_{28} ＝ 0.0163 C_{29} ＝ 0.0128 C_{30} ＝ 0.01301 $C_{令元}$ ＝ 0.00038
$C_{令2}$ ＝ 0.00064 $C_{令3}$ ＝ 0.00086
D_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指

算式Ⅰの符号
A　測定単位の数値 B_n　緊急防災基盤整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 C_{13} ＝ 0.030
D_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 E_{14} ＝ 0.018 E_{15} ＝ 0.019 E_{16} ＝ 0.019 E_{17} ＝ 0.016 E_{18} ＝ 0.016 E_{19} ＝ 0.016 E_{20} ＝ 0.01590 E_{21} ＝ 0.01684 E_{22} ＝ 0.01689 E_{23} ＝ 0.018 E_{24} ＝ 0.018 E_{25} ＝ 0.018 E_{26} ＝ 0.017 E_{27} ＝ 0.017 E_{28} ＝ 0.0131 E_{29} ＝ 0.0128 E_{30} ＝ 0.00063 $E_{令元}$ ＝ 0.00038
$E_{令2}$ ＝ 0.00064
F_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指